

## 令和 8 年第 3 回大津町議会文教厚生常任委員会審議記録

### 議案第 36 号 件名 大津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

#### ( 健康福祉部 子育て支援課 )

質疑 こども性暴力防止法が令和 8 年 12 月 25 日から施行されるにあたって、事業者の認知状況、理解はどうか。また町立園の取組と町の役割、義務は具体的に何か。

答弁 事業者の認知状況について、町としては性暴力防止に関する説明会を各園に対し実施しております。また、12 月の施行に向けて、私立園では研修会を実施されており、その中で理解を深めていると聞いています。今後園長会議等で、国からの情報提供を随時行っていきます。町立園については、人事担当と対応を進めており、保育士等職員への説明も今後取り組んでまいります。町の役割・義務としましては、説明会等を行いながら、各園から意見や困り感がないかを聞き取り、必要な支援を行うとともに、仕組みづくりをしっかりと進めていきます。

質疑 事業者においてガイドラインの整備が必要か。また園の中で仕組みとして機能するものになっているのか。町の取組は、説明会だけでなく、監査や立ち入り調査などの権限やその責務があるのか。

答弁 各園におけるガイドラインの整備については、虐待の禁止及び通報義務と同様にマニュアル等の整備が必要となり、各園にて機能していくよう求めています。小規模保育事業所は本条例の基準を満たす必要があり、今回の改正で性被害防止の取組を行うことを規定しており、子育て支援課において、毎年この基準を満たしているか各小規模保育所に出向き監査を行っていきますので、事業所において不備がある場合は指導を行い、改善を求めています。

質疑 理学療法士等のみなし保育士は、なぜ改正されたのか。その趣旨は何か。障がい児への対応のためだとは思いますが、理学療法士等が保育士の代わりになるとは思えず、そのギャップをどのように埋めるのか。また、子育てに関する知識及び経験を有する者という要件は何か。

答弁 保育士確保も一つの要因ではありますが、大きな趣旨としましては、発達支援、医療的ケア、身体機能への配慮など支援を要する児童に対し専門的に対応していくことが挙げられます。配置の際には、保育士による支援を受けることができる体制を確保することが必要とされています。子育てに関する知識及び経験を有する者という要件については、保育施設において3年以上の実務経験又は子育て支援員研修を履修していることが求められています。保育の実務上は、保育士の代わりというよりは保育士のサポートという役割になるかと思います。

意見 小規模保育所ではもともとの保育士の職員数が少ないため、理学療法士等の配置の際の資格や経験、知識などの要件は、正確に明示した上で各園へ伝えていただきたい。

質疑 日本版 DBS で照会を行い、前科が判明したときはどう対応するのか。

答弁 こどもに接する業務から他の業務への配置換え、または各園で今後整備される就業規則に沿った対応をする必要があります。

質疑 大きい施設では配置転換もできるだろうが、小さい施設では職員数も限られるため、難しいのではないか。その対応はどうする予定か。

答弁 職員数が少ない場合の配置換えや配置から抜ける事は、その事業の継続にも影響が出ることが考えられます。予め職員に対し事前に説明を行う等、対応をお願いしていきます。小規模保育所であれば、連携保育の制度の活用が可能かどうかも含め今後検討していきます。

質疑 これまでに町内で事案も発生しているため、必ずマニュアル等作成してしっかりと対応が必要だと思うがどうするのか。

答弁 就業規則をはじめ、マニュアル等の整備についても各事業所への説明を進めていきます。

質疑 過去の性犯罪歴を理由に、解雇することは可能なのか。

答弁 就業規則等に規定し、その基準に従い解雇についても対応することになります。

質疑 満3歳以上限定小規模保育所ができるようになるが、その背景は何か。

答弁 満3歳以上限定小規模保育所に関しまして、国の考え方としては、3歳以上の保育は一定の集団の中で行うことが望ましいとして、これまで全国的に満3歳以上のみの小規模保育所の認可基準はございませんでした。一方で、国家戦略特区においては、満3歳以上限定小規模保育所を国が認めて実施していました。それがこの度、全国展開されたものとなります。その背景には、集団に馴染めないこどもの受け皿、また保育の選択肢を広げる観点から整備されたものとなります。

質疑 満3歳以上限定小規模保育所の背景が、集団に馴染めないこどものニーズであれば、そういったニーズが町内にあって、設置したいという事業所があれば認可するのか。

答弁 町内では、似た形態の認可外保育所があります。認可については、町内の保育の必要人数と受け皿確保の状況も踏まえ、町子ども・子育て会議等において意見聴取しながら検討していきます。なお、現在の認可私立園においても、配慮が必要な児童への対応もしていただいていますので、どう考えていくべきかは課題であると考えています。

質疑 町全体の定員数の問題ではなく、小規模単位の保育に意味があるとして満3歳以上限定小規模保育所の制度ができたのであるから、そのニーズに対応していくことが制度の目的で、その目的に沿って考えていくべきではないか。

答弁 ニーズに対する整備についても、どのような在り方がいいか、子ども・子育て会議等において検討していきます。

#### 討論 (反対討論)

小規模保育所は、待機児童の解消という目的で創設されたと思うが、現在は出生数が減っている中で、新たに満3歳以上限定の小規模保育所を作ることが必要なのか。また、保育士資格がなくても理学療法士等を保育士とみなし受け入れ態勢を変更して保育士不足を解消するのではなく、保育士の処遇改善が必要だと思うため、反対する。

(賛成討論)

性被害防止に関する内容も含まれ、喫緊の課題であり速やかに成立させる必要があるため賛成する。

採決 賛成多数で可決

議案第37号 件名 大津町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例について

( 健康福祉部 子育て支援課 )

質疑 こどもを守るための必要な措置の具体的内容は何か。

答弁 具体的には、性暴力防止に向けた取り組み、性暴力があった場合のこどもの保護、犯罪事実の確認の実施、その他国のガイドラインに沿った対応が必要です。

質疑 保育士とこどもが一对一にならない人員配置などの基準は満たしているのか。また、死角を生じない防犯カメラの設置も重要になると思うが、同様に基準はあるのか。

答弁 乳児等通園支援事業においても、設備運営基準に基づいた人員配置基準があります。防犯カメラの設置については、設備基準にはありませんので、性暴力防止の取組として、防犯カメラ等の設置や保育士とこどもが一对一にならないなどの対応は必要です。

質疑 防犯カメラの設置はできていないということか。

答弁 基準としてはありませんが、各園で防犯カメラの設置を対応されている例もあります。乳児等通園支援事業の認可を受けた園が町内で10園ありますが、その中でも、室内外で設置されている園もあれば、室外だけ、どちらにも設置がない園もあります。

質疑 できれば全部の園で設置してほしいがどうなのか。

答弁 今後の対策としては、防犯カメラの設置自体が効果的な側面もあるため、

各園と相談しながら、どのような対応が必要か協議していきます。

質疑 認可保育所・認定こども園は、県の条例で、乳児等通園支援事業所は町の条例に従うということで、同じものとは思いますが、相違が生じることはないか。

答弁 県条例と町条例になりますが、考え方は国の法律に基づき進めますので、同じ共通理解のもと行います。

質疑 性被害事例が発生した場合には、県と町はどのように連携して対応するのか。

答弁 県と町それぞれに監査や立ち入り調査の権限がありますので、国のガイドラインに沿ってお互いに連携して対応します。

質疑 大津町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定は令和7年12月に上程されたが、法は令和6年に制定されている。12月時点で盛り込むことはできなかったのか。国からの通知等があると思うが、それはいつ届いたのか。

答弁 法は令和6年に制定されていますが、法施行規則が令和7年12月に制定され、その附則の中で内閣府の基準府令の改正がされています。そのため、条例制定時には、本改正内容の反映は難しく、内容を精査の上で6月議会に上程したものとします。

討論 なし

採決 全員賛成で可決

議案第38号 件名 大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

( 健康福祉部 子育て支援課 )

質疑 質疑なし

討論 なし

採決 全員賛成で可決

議案第 39 号関連 件名 令和 8 年度大津町一般会計補正予算（第 1 号）  
について

（ 健康福祉部 子育て支援課 ）

質疑 なし

（ 健康福祉部 福祉課 ）

質疑 障がい福祉サービス等システム改修業務委託は、処遇改善加算制度改正による従業員の賃上げに関わるシステム改修なのか。

答弁 国の制度改正に伴い、処遇改善加算の拡充等に対応するため、受給者管理や請求関連処理等のシステムを改修するものです。処遇改善加算は、従事者の賃金改善を目的としたものです。

質疑 これまでも処遇改善加算があったと思われるが、今回の制度改正は、処遇改善加算の給付の仕組みも変更されるのか。

答弁 処遇改善加算は、事業所に対して一定の加算を行う仕組みとなっています。今回の制度改正においては、給付の仕組みは従来と同じですが、加算額の増加や制度内容が拡充されたものです。

質疑 住宅改造助成事業の対象者や内容はどのようなものか。

答弁 対象者は身体障がい者手帳 1 級・2 級、療育手帳 A 1・A 2 をお持ちであり、所得税課税年額が 7 万円以下の方が対象者となっています。事業内容は、手すり設置、段差解消、スロープ設置など障がい者が在宅で安全かつ生活しやすい環境を整えるための改造費に対する助成です。

（ 健康福祉部 介護保険課 ）

質疑 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援補助金について、委託先のケ

アマネジャーは補助金を使えば賃金改善できると考えるが、地域包括支援センターのケアマネジャーは、職員としてどのような位置づけになっているのか。

答弁 地域包括支援センターでは、7名の職員でケアマネジメント業務を行っており、その内訳は任期付職員の主任ケアマネジャーが1名、会計年度任用職員のケアマネジャーが6名となっています。会計年度任用職員については、公務員として人事院勧告に準じた給与改定を行っており、町内の民間事業所に勤務するケアマネジャーの賃金水準と比較しても、若干高い水準にあります。そのため、今回の補助金については地域包括支援センター職員の賃金改善には充てず、県補助金の全額を委託先の事業所に交付し、ケアマネジャーの賃金改善に活用していただきたいと考えております。なお、地域包括支援センター分を委託先の事業所へ分配する取り扱いについて、制度上問題ないことを国及び県に確認しております。

質疑 地域包括支援センター分の補助金も委託先へ分配することについては、市町村ごとに取り扱いが異なり、全国的に見れば公平性を欠くことにならないか。国及び県は認めているとのことだが、本当に問題はないのか。

答弁 本件については、国及び県に対し制度の内容や本町の取扱いを詳細に説明した上で、複数回にわたり確認を行っております。

質疑 委託先の事業所へ補助金を交付した場合、その全額がケアマネジャーの賃金改善に充てられるのか。

答弁 今回の補助対象は、ケアマネジャーが勤務する居宅介護支援事業所であることから、補助金は原則としてケアマネジャーの賃金改善に充てられることとなります。一方で、居宅介護支援事業所に勤務する事務職員等についても、事業所の判断により補助金を配分することは妨げられておりません。そのため、具体的な配分方法については各事業所の判断によることとなります。なお、介護施設等に勤務するケアマネジャーや介護職員については、各施設が直接県へ補助金を申請する仕組みとなっております。

質疑 施設長など特定の職員に補助金が偏って配分されることはないのか。

答弁 特定の職員に配分されないよう国の実施要綱にも示されていま

す。補助金の趣旨に照らし、そのようなことは発生しないものと考えております。また、実績報告においては、補助金額以上の賃金改善が行われているか確認されることとなっております。

質疑 介護報酬改定に伴うシステム改修委託について、国庫補助は後日交付されるのか。

答弁 制度改正に伴うシステム改修につきましては、例年国の介護保険事業費補助金により補助率およそ2分の1の財政支援が行われています。しかし、現時点では国から補助金に関する通知が発出されておらず、補助内容や補助率等の詳細は示されておりません。一方で、秋頃から申請手続きが開始される予定とされており、現時点では国庫補助が見込まれているものと考えております。

質疑 システム改修の実施時期はいつか。

答弁 6月補正予算を承認いただいた後、速やかにシステム改修に着手し、8月からの制度改正に対応できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

#### （ 教育部 学校教育課 ）

質疑 フリースクールに通う児童は、今回の「小学校給食費相当額補助金」の対象に入るのか。

答弁 フリースクールに通う児童につきましては、学校給食を喫食していないことから、不登校等の理由による給食の停止として取り扱い、補助対象とすることを想定しています。

質疑 「小学校給食費相当額補助金」の要綱案はできているのか。

答弁 補助金交付要綱の案につきましては、予算を承認いただいた後、速やかに事業を実施できるよう、現在、予算編成と並行して作成を進めているところです。

質疑 「小学校給食費相当額補助金」は誰が申請するのか。

答弁 本補助金につきましては、対象児童の保護者から申請していただくことを予定しています。年度末の給食終了時期に、給食停止期間を確認したうえで、対象となる保護者の方へ個別に通知を行い、申請手続きをご案内する考えです。

質疑 町立学校以外の小学校に通う児童に対する給食費支援について、国や県ではどのような取扱いとなっているのか。

答弁 国及び県の給食費負担軽減事業では、町立学校以外の国立や私立の小学校に通う児童は対象とされておりません。そのため、本町では保護者負担の軽減と公平性の確保を図る観点から、町独自に補助を実施する予定で考えています。なお、他の補助制度との重複がある場合には、その額を差し引くなど適切に調整する予定です。

質疑 「学校が授業日数を証明する」とはどういうことか。

答弁 国立学校や私立学校については、町立学校と授業日数等が異なるため、補助金算定の基礎となる授業日数を学校に証明していただく予定です。なお、町立学校については給食センターで把握できるため、学校の証明は不要と考えています。

質疑 紙での申請ではなく、システム化できないか。

答弁 他自治体では、紙申請とすることで学校の協力が得られ、申請率の向上につながった事例があると伺っています。しかしながら、学校側の負担も考慮する必要がありますので、予算を承認いただいた後に運用方法を含めて検討を行い、より良い制度となるよう、ブラッシュアップしていきたいと考えています。

質疑 特別養護老人ホームでは1食当たり 500 円程度の食費が基準とされている一方で、小学校の給食費は1食当たり 200 円台となっているが、この差はどのような理由によるものか。

答弁 給食費として保護者に負担いただいているのは、主に食材費であり、人件費や施設管理費、光熱水費などは町が負担しています。そのため保護者負担額は1食当たり 200 円台となっていますが、これらの経費を含めた実

際の給食提供コストは、1食当たりおおむね500円から600円程度です。

質疑 現在の給食は、品数が少ない印象を受けるが、献立の充実についてどのように考えているのか。

答弁 品数については、現在の給食センターでは調理スペースに限りがあることから、2品という形を取っています。献立を1品追加するためには、調理場所の確保や人員体制の充実等が必要となります。現在、調理員の確保に努めておりますが、未だに欠員が生じており、現時点では献立の品数を増やすことは難しい状況です。

なお、運動会の振替休日などの、調理食数が少なくなる場合には、通常より1品多い3品献立の提供を行うなど、可能な範囲で献立の充実に努めています。

質疑 学校給食では栄養価を確保する必要があるが、エネルギー量が目標値を下回る状況は恒常的なものなのか、それとも一部の献立に限られるものなのか。

答弁 献立によっては野菜を多く使用するため、摂取するエネルギー量が上がりにくい場合があります。一方で、肉類や揚げ物を使用した献立は、比較的エネルギー量が高くなる傾向があり、月単位や週単位などで、全体的に調整しながら取り組んでいます。また、米飯を委託炊飯としていることから、混ぜご飯等によるエネルギー量の調整が難しいことも要因の一つです。このような状況から、エネルギー量につきましては、目標値をやや下回る状況も見られます。

質疑 エネルギー量を目標値に近づけるためには、どのような改善策が考えられるのか。

答弁 エネルギー量を確保するためには、単に給食の量を増やすのではなく、献立内容の工夫や栄養価の向上を図るとともに、食育を通じて子どもたちの食への関心を高め、残食を減らしていくことが重要であると考えています。

質疑 残食が多い要因として、児童生徒が給食を時間内に急いで食べなければならない状況など、食べることへのプレッシャーが影響している可能性

はないのか。

答弁 残食の要因は様々であり、給食時間や心理的な要因も一つの要素として考えられますが、一方で、給食は児童生徒にとって学校生活の楽しみの一つでもあります。特に、不登校傾向の児童生徒が給食を楽しみに教育支援センターから学校に通うきっかけになるなど、前向きな効果もあると認識しています。

質疑 朝食を食べずに登校している児童生徒がどの程度いるのか、把握しているのか。

答弁 児童生徒の朝食摂取状況につきましては、小学3年生から中学2年生を対象に実施している「アイチェック」において把握しています。令和7年12月時点の「朝ごはんを食べていますか」という質問に対し、「ほとんど食べていない」と回答した割合は、小学3年生が0.9%、4年生が2.9%、5年生が2.5%、6年生が1.8%、中学1年生が3.6%、中学2年生が3.0%となっています。多くの児童生徒は朝食を摂っている状況であり、朝食をほとんど食べていない児童生徒の割合は比較的低い状況にあると認識しています。

質疑 本会議の中で説明のあった、月額給食費の5,200円には米飯炊飯が含まれていないとはどのような意味なのか。

答弁 月額給食費5,200円は、給食に使用する食材費の金額ですが、本町では米飯の炊飯を給食センター内で行っていないことから、別途、外部事業者への炊飯委託料が必要となります。この炊飯委託料1食あたりを含めた場合の給食費相当額が月額5,676円となることから、新聞報道に5,676円と掲載されたものです。

質疑 今後、中東情勢等の影響により食材費が高騰し、月額8,000円程度上昇した場合、差額分の財源確保や負担のあり方についてどのように考えているのか。

答弁 月額5,200円は、国が実施した調査結果等を基に設定されている金額です。今後、食材費が大幅に高騰した場合には、その時点の実情を踏まえながら、国の方でも金額の見直しがなされるものと考えております。

質疑 学校給食では生野菜の提供が難しいとのことだが、食物繊維はどのように確保しているのか。

答弁 食物繊維につきましては、生野菜だけでなく、加熱調理した野菜からも摂取することができます。食物繊維は加熱による損失が比較的少ないため、生野菜を提供していない場合でも、必要な量を確保できるよう献立を作成しています。

（ 教育部 生涯学習課 ）

質疑 教育費県補助金のうち保健体育総務費補助金 402 万 4 千円であるが、保健体育総務費の国県支出金の充当額が 262 万 4 千円になっている。同様に、文化クラブは社会教育費補助金 167 万 2 千円に対し、国県支出金の充当額が 97 万 2 千円となっている。県補助金の歳入額と充当額に差があるのはどうしてか。

答弁 社会教育総務費への国県支出金 97 万 2 千円の充当は、今回の補正予算で計上した「文化クラブ活動に係る推進事業補助金」167 万 2 千円から、当初予算で計上した「文化クラブ活動実証事業補助金」70 万円を減じ、97 万 2 千円としています。

また、保健体育総務費への国県支出金 262 万 4 千円の充当についても、今回の補正予算で計上した「スポーツクラブ活動に係る推進事業補助金」402 万 4 千円から、当初予算で計上した「スポーツクラブ活動実証事業補助金」140 万円を減じ、262 万 4 千円としています。

いずれも、国の補助制度が見直され、地域クラブの活動への支援と地方公共団体の体制整備に対する支援が一本化されたことによるものです。

質疑 文化クラブの業務委託はどこに行うのか。

答弁 文化クラブもスポーツクラブ同様 NPO 法人クラブおおづに委託することとしています。

指導者は、クラブおおづと業務委託契約を結び、指導にあたる予定としています。

質疑 文化部の地域展開を想定しているのは吹奏楽部だけか。

答弁 （吹奏楽部以外に）パソコン部や美術部がありますが、休日の部活動を行

っていないため吹奏楽部だけになります。

質疑 クラブおおづに委託するのは、新たに導入するシステムを使用し、出欠の管理などを行うためで、吹奏楽の指導は音楽を指導することができる方が携わられるとの解釈でいいか。

答弁 部活動の地域展開の運営主体は、町とクラブおおづになります。運営主体のもとで、吹奏楽部を含めた各種目の指導者がクラブおおづと契約を締結し、指導を行うことになります。

質疑 3月の全員協議会でも出ていたが、なぜ委託先がクラブおおづなのか。現実的にクラブおおづしかないだろうというのはわかるが、町が業務を委託するのに1者を指定し契約を締結するには、それなりの理由が必要になるので、そこをどう整理するのか。  
これまでの議論では、体育協会やスポーツ協会が入っていたと思うが、端から見てクラブおおづが<sup>ひいき</sup>最<sup>ひいき</sup>優先されているように見えてしまうこともある。それに対してはどのように説明をするのか。

答弁 国のガイドラインでは、運営主体として総合型地域スポーツクラブが推奨されています。また、これまでの検討委員会にもクラブおおづに入ってもらって協議を行ってきたところです。また、小学校の部活動が廃止された後の学童スポーツクラブの運営の実績もあり、クラブおおづへの委託を考えているところです。

質疑 これまでの実績はどのように評価しているのか。

答弁 大津町が部活動地域展開の実証事業を進めてきた中、クラブおおづには大学生を活用した運動部活動の指導等に取り組んでもらっています。また、コロナ明けということもあり、子どもたちが映像を見て部活動に励めるようDVDの作成も行っています。それを踏まえた上で、地域展開に関してはクラブおおづが県内でも特に知見を有していると考えています。また、文部科学省のホームページにもそのような取組を紹介されています。本来であれば、昨年度中に、部活動の地域展開に向けた協定を結び、本年度に、あらためて委託を行うことをお示したかったのですが、そこまで至りませんでした。実態としましては、過去の部活動検討委員会にもす

べて参画されていますし、今後も連携関係を維持しながら、引き続き、クラブおおづに町と一体となり、運営の主体となっていきたいと考えています。

質疑 委託するときに、どのような形で、どのような仕様に契約をするのか。運営主体は教育委員会とクラブおおづとあるが、実際やり始めたら、クラブおおづ任せになると思う。ガイドラインには、運営主体は各地域クラブ実施主体を統括し運営管理業務の中核部門を担う。実施主体は運営主体の統括のもと個別の地域クラブ活動を実施する。運営主体と実施主体の役割、分担の在り方は多様であり、柔軟に連携協力を行うことが重要だというのが国の考え方になっている。それを踏まえ、3月（の委員会）で指摘したのは、この時の運営主体と実施主体が同じ団体だったら、「運営主体が統括して実施する」というこの間のガバナンスはどうなるのか、という指摘だった。チェックが効かなくなってしまうと、もし何かあったときの責任の所在も曖昧になってしまう。だから、この運営主体としてのクラブおおづ、実施主体としてのクラブおおづは、どういう役割分担をするのか。ここでは多様であり柔軟にとは書いてあるが、その多様さ柔軟さというのはどういう形で定義されるのかというのを、きちんと示さなければいけないと思うが、そこに関してはいかがか。

答弁 引き続きクラブおおづに運営主体を教育委員会と一緒に行っていただきたいと考えています。また、実施主体は、クラブおおづが担いますが、体育協会やスポーツ推進委員などの団体に参画いただけると考えています。（今回）運営主体と実施主体が同じということで、ガバナンスが十分に機能しないのではないかとのご懸念かと思いますが、ガバナンスについては、教育委員会が運営主体のポジションに参画することで、しっかりとガバナンスを取っていきたいと考えています。また、指導者の、特にハラスメントなど心配な点もあるかと思いますが、4月から教育委員会で候補になる方々に対して研修等を始めています。そして、教育委員会会議において指導者の承認を諮る仕組みも構築しました。教育委員会会議で指導者として承認された方を、地域展開の現場に派遣していくことで、クラブおおづ任せとならないよう、人選などは教育委員会がしっかり行うなどしてガバナンスを取っていきますし、職員も常に（クラブおおづと）連携しながら進めていきたいと考えています。

質疑 連携というのは言葉じゃなくて仕組みだといつも言っているが、今言わ

れた内容が契約・協定にきちんと反映されているかが大事になってくる。例えば何かの問題が発生した時に「それに対する調査は必ず教育委員会が行う、クラブおおづは関与しない」等そのようなルールをきちんと作っていないといけない。クラブおおづとは委託契約を結ぶのか、または協定を交わすのか。

答弁 委託契約で行いたいと考えています。ガバナンスを効かせることについては、委託契約の中に盛り込んでいくのか、また、別途協定を結ぶのかは検討していきたいと思います。

意見 同じ運営主体の中に委託者と受託者が存在するというのは、構造的におかしいと思う。仕組みづくりが大事なので良い成果が上がるような仕組み作って提案していただきたい。

質疑 文化クラブ指導者の保険料について、補償の範囲や概要はどのようなになっているのか。

答弁 スポーツ安全保険を想定しており、傷害保険、賠償責任保険、突然死葬祭費用保険が対象となります。熱中症も対象範囲に含まれています。

質疑 例えば指導者が不適切な指導で生徒に怪我を負わせてしまった場合等、免責となる場合の補償はどのように行うのか。

答弁 様々な事例があるかと思いますが、スポーツ安全保険の補償範囲については、改めて確認します。

質疑 今回部活動の地域移行で大きく制度が変わるが、保護者や新たに指導者になる方の、責任の所在の変化がどうしても起こる。教育委員会が責任を持つのかクラブおおづが責任を持つのか、特に責任の所在の変化をきちんと保護者や指導者にも伝え、右往左往するようなことが無いようにしなければならない。その点についてはどう考えているか。

答弁 責任の所在については、契約や協定の中に明示するとともに、地域展開を行う保護者や指導者へのしっかりとした説明をしていきたいと考えています。

質疑 今回導入しようとする運用システムとはどのようなものなのか。導入の形によって、必要となるコストが1回限で済むものなのか、または毎年費用が発生するものなのかと変わってくるかと思う。

答弁 導入予定の運用システムは、保護者や指導者と町、クラブおおづが、それぞれの権限で同時に共有することができる LINE と連携したシステムを計画しています。補助は初年度の導入費用のみで、今後のランニングコストは受益者負担で賄っていくような形を考えています。将来的には、地域展開を（クラブおおづが）自走でできるよう考えています。

質疑 ランニングコストが受益者負担という形になると、システムが毎年1ユーザー当たりの利用料というのが大きいのか小さいのかというのは、すごく影響するが、このシステムの選定はどこが行ったのか。

答弁 今後、クラブおおづが労務管理、生徒や保護者の管理、また、将来的には負担金の収受を電子決済できるようなものを用いるということで、今はまだイメージの段階ですが、概算費用の見積もりをいただいている状況です。最終的には、その運営の核となるクラブおおづのリクエストで、（様々な機能を実装し）使うような形になります。

また、クラブおおづに対し、「部活動地域展開以外の業務にもシステムを使用するのか。」ということをお話しましたが、部活動専用で新しいシステムを構築したい。さらに、保護者の方も、LINE が一番使い勝手がいいということで、新たなアプリを入れて部活動の連絡を行ったりするのではなく、LINE を活用しながら、システムでさまざまな情報を提供したり、入退会などの管理もできるような仕組みを構築したいということで、見積もりの収集についても、クラブおおづが行っている状況です。

質疑 実際にどんなシステムがあるのか、いくつか見てみたが、LINE を使った場合は複雑になるという情報はあった。複雑になる分、初期費用に反映しているのかもしれないが、LINE の活用が利用者さんにとってはなじみがあるためメリットはあると思う。運営主体は町と NPO 法人クラブおおづだが、そこが使うシステムについて、補助金はどこからどこに出すのか。

答弁 町がクラブおおづに補助する形を考えています。

質疑 同じ運営主体であり、補助金という形は馴染まないのではないかと。システ

ムは教育委員会を主体に、運営主体の一翼として導入しますとなるのが普通の考え方だと思う。それを補助金でクラブおおづにやってくださいというのはおかしいのではないかな。

答弁 今回は補助金として予算計上しています。教育委員会も運営に関与していきますので、補助金を支出しクラブおおづで構築するにしても、入札等の経済性を求めるような担保や、教育委員会も使用できるよう、要項等を定めたいうえで行っていきたいと考えています。

運営主体が町とクラブおおづが共同で担うのであれば、町が整備すればいいのではという意見もありますが、使用については、専ら人を雇って労務管理等も行う、クラブおおづが使用しやすいシステムを構築したほうがいいと思い、今回は補助金という形でクラブおおづへ依頼することを計画し予算計上しました。

意見 主体性をきちんと失わない状態で運営をしていただきたい。

討論 なし

採決 全員賛成で可決

**議案第40号 件名 令和8年度大津町国民健康保険特別会計補正予算  
(第1号) について**

( 健康福祉部 健康保険課 )

質疑 今回のシステム改修は、各市町村で対応するものか。それとも、国民健康保険団体連合会において一括して対応するものか。

答弁 各市町村で対応するものです。

質疑 他のシステム改修と比較して、金額が低く感じられるが要因があるのか。

答弁 今回の改修は、既存の様式の空きスペースに既存の数値を追加表記するものであり、改修内容として簡易なものであることが考えられます。

討論 なし

採決 全員賛成で可決

議案第 4 1 号 件名 令和 8 年度大津町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

（ 健康福祉部 介護保険課 ）

質疑 なし

討論 （反対討論）

国の制度改正に伴う食費及び居住費の負担限度額の引上げにより、利用者及びその家族の負担増につながることを懸念されるため、本議案に反対する。

採決 賛成多数で可決